



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 池上通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 松原正樹
(コード番号 6771 東証第1部)
問合せ先 取締役 橋本陽一郎
(TEL. 03-5700-1113)

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日に開催された取締役会において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして別紙として添付しております大規模買付ルールを導入することについて、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。なお、本ルールを決定した当社取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、いずれの監査役も本ルールの具体的運用が適正に行われることを条件として、本ルールの導入に同意しております。

1. 当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

当社は、創立以来 60 余年に亘り、映像技術を核とした事業基盤の確立に努め、幅広い分野においてメーカーの使命である最先端技術やノウハウを集積した製品・システムを提供し続けて参りました。特に、製品やシステムの提供に際しては、開発・生産・受注・納入という一連の「もの作り」や「販売」のプロセスだけでは表現し得ない多くのノウハウ・専門知識・情報、そして顧客や取引先等のステークホルダーとの間に築かれた信頼感で形成された緊密な関係等を有しており、その面を深化し続けていくことこそが、結果として当社の企業価値を高めていくことになると確信しております。

また、逆に、進歩の早い技術変革をリードし続けるために、将来の技術のトレンドを常に意識し、経営資源の集中的再配分により、当社が得意とする技術要素を追求することは当然のことながら、必要に応じて関係各社と業務提携を行うなど、顧客のニーズを具現化するための施策に積極的に取り組んでいくことが、中長期的に見て、株主共同の利益創出の源泉になると考えております。

2. 大規模買付ルールの必要性

近時、わが国の資本市場において、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、大規模な株式の買付がなされ、結果として対象会社の企業価値および株主共同の利益を損なう可能性が十分生じ得る状況となっております。

当社取締役会は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様が委ねられるべきで、そのような場合、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断を行えるようにすることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に必要であると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、買収提案者が具体的買付行為を行う場合には、株主の皆様が判断のために必要かつ十分な情報が当該買収提案者から事前に提供されるべきであるという結論に至りました。

上記を踏まえ、当社取締役会は、買収提案者が具体的買付行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示した大規模買付ルールの導入を決定いたしました。本ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案者の提案を検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすること、加えて、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することとなる株式等の大量買付けを阻止することを目的としております。

なお、現在、当社が買収提案を受けている事実はありません。

3. 本ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、第 66 回定時株主総会(平成 19 年 6 月 28 日開催予定)の終結の時までとし、当該株主総会において、本ルール導入、廃止および対抗措置発動の可否を株主総会の決議事項とする定款変更議案ならびに本ルールの導入をお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得ることとしております。そして、その有効期間は、2 年とし、平成 21 年 6 月に開催予定の定時株主総会以降 2 年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

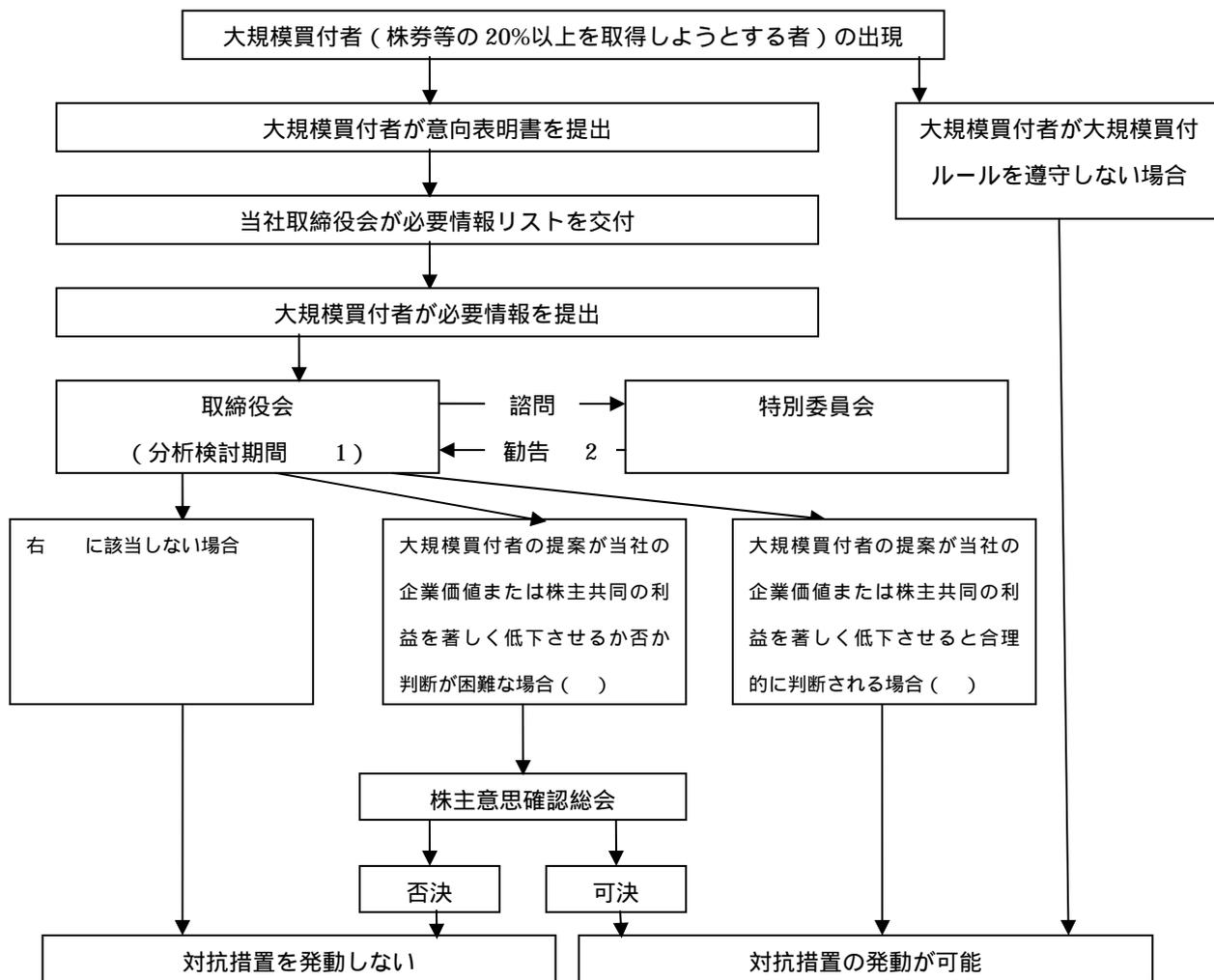
本ルールは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールについては、第 66 回株主総会において、本ルール導入、廃止および対抗措置発動の可否を株主総会の決議事項とする定款変更議案ならびに本ルールの導入をお諮りすることを予定しておりますので、株主総会決議により廃止できないまたは時間を要する、いわゆるデッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではありません。

【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



- 1 分析検討期間は原則として、60 営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。
- 2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かの勧告を行います（なお、特別委員会にて発動の適否についての判断が困難な場合は、株主意思を確認することが適当である旨の勧告を行います）。

別 紙

大規模買付ルール(買収防衛策)

池上通信機株式会社

平成 19 年 5 月 18 日導入

1. 大規模買付ルールの導入とその目的 - 当社の企業価値または株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得る懸念がある大規模買付行為、大規模買付後の経営の提案が適切でないと判断される大規模買付行為、株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまう懸念がある大規模買付行為等に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集と情報開示を行ない、当社としての見解を表明した上で、各株主様の判断に付託することが当社の取締役会の務めであると考えております。

また、当該買付行為が株主様に十分な検討機会も与えられないまま企業価値を毀損する行為が行われる等、不測の事態が生じた場合またはその懸念が確たる場合は、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことも、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様全体の利益に合致すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

（1）大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等（ 1）を買い付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（ 2）」）の議決権割合（ 3）を 20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、または、当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が 20%以上となる買付行為を行おうとする者（以下 および の買付行為の一方または双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

- 1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

- 2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者(同法第27条の23第1項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または(2)当社の株券等(この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- 3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)を加算するものとします。)または(2)大規模買付者グループが、2(2)の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(2) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面(以下、「意向表明書」といいます。)をご提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者(特定株主グループを構成する場合は当該買付者を含みます。)の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法、提案する大規模買付行為の概要を示して頂きます。

(3) 大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主様の判断および取締役会の意思形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供して頂きます。その項目は以下のとおりです(但し、下記項目に限られるものではありません。)

大規模買付者およびそのグループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含み

ます。)

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策および人事政策等当社企業価値または株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利益を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

大規模買付者から大規模買付情報を提供して頂くため、当社代表取締役は、(2)の意向表明書の受領後10営業日()以内に、大規模買付者から当初提出して頂くべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供して頂いた情報を精査した結果、大規模買付情報として不足していると認められる場合には、当社取締役会は十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をして頂くことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

営業日とは、行政機関の休日に関する法律1条1項各号に掲げる日(行政機関の休日)以外の日を言います。

(4) 取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間(但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。)(以下、「分析検討期間」といいます。)外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(5) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者の提案が企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断が困難な場合(大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針および事業計画等(大規模買付者による大規模買付後の経営

方針および事業計画等に対する代替案を含みます。)に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合等)には、具体的な対抗措置を決定した上で、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します(但し、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。)

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告(後記4.)を最大限尊重して決議を行います。

(6) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後(株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後)にのみ開始することができるものとします。

(7) 大規模買付ルールの特例

当社取締役会は、上記(4)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合は、以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守されなかった場合には、当社取締役会は当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める手段を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、たとえ当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主様への説得を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案等に応じるか否かは、当社株主様において、当該買付提案および当社が提案する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断頂くことになります。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、下記に示すような当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を発動することがあります。

真に当社の経営に参加する意思が無いにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断された場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループに委譲させるなどの目的があると判断された場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断された場合

当社の経営を一時的に支配して、不動産、有価証券等の資産を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断された場合
反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・グループによる大規模買付行為

強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断された場合

大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断された場合、または、当該経営方針および事業計画が当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断された場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので株主意思を確認するのが適当である旨を判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立

した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かの勧告を行います（なお、特別委員会にて発動の適否についての判断が困難な場合は、株主意思を確認することが適当である旨の勧告を行います）

当社取締役会は、この勧告を株主の皆様を開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2（4）に定める分析検討期間に含まれます。

5. 株主・投資家に与える影響等

（1）大規模買付ルールが株主・投資家等に与える影響等

大規模買付ルールの目的は、当社株主様が大規模買付行為に応じるか否か等を判断するために必要不可欠な情報を提供することにあります。これにより、当社株主様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否か、賛同するか否かについて適切な判断をすることが可能となり、結果、当社株主の皆様全体の利益の保護につながると考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主様が適切な判断を行う前提として適切なものであると確信しております。

また、大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様との権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家等に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合、当社取締役会は、当社および当社株主の皆様全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。但し、当該対抗措置の仕組上、当社株主様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合は、法令ならびに証券取引所規則に従い、適時適切な開示を行って参ります。

6. 本対応方針の発効日および有効期限

大規模買付ルールの有効期間は、第 66 回定時株主総会（平成 19 年 6 月 28 日開催予定）の終結の時までとし、同定時株主総会において、大規模買付ルール導入、廃止および対抗措置発動の可否を株主総会の決議事項とする定款変更議案ならびに大規模買付ルールの導入をお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得ることとします。また、大規模買付ルールの継続は、平成 21 年度の定時株主総会以降 2 年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとし、大規模買付ルールの内容を取締役会が変更した場合は、その決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。

なお、大規模買付ルールや対抗措置の内容については、株式会社東京証券取引所の適時開示システムのほか、当社事業報告等により継続的に開示する予定です。

7. 附則

上記 2（1）における「金融商品取引法」の文言は、金融商品取引法が施行されるまでは「証券取引法」に読み替えるものとします。なお、本附則は、金融商品取引法の施行により削除されるものとします。

以 上

添付資料 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保および企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上5名以下により構成されます。

当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役もしくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役もしくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人となることがない者
企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

2. 当初委員の略歴

1. 大越弘孝（昭和12年5月1日生）

（略歴）

昭和32年 4月 東京国税局採用
昭和52年 7月 東京国税局退職
昭和52年 8月 税理士登録
平成 8年 6月 当社社外監査役現在に至る

2. 永島建二（昭和15年8月13日生）

（略歴）

昭和40年 3月 極東燃料輸送(株)入社
昭和57年 9月 相模八ム(株)入社
平成 5年 6月 同社取締役経理部長兼電算部長
平成10年10月 同社子会社北海道サガミ八ム(株)監査役
平成16年 6月 当社社外監査役現在に至る

3. 吉野勝夫（昭和11年4月20日生）

（略歴）

昭和42年 4月 検事任官
平成 6年 4月 秋田地方検察庁検事正

平成 7年 7月 名古屋高等検察庁次席検事
平成 8年 7月 最高検察庁検事
平成 9年 4月 公証人就任（神田公証役場勤務）
平成 18年 5月 弁護士登録（横浜弁護士会・現職）

以 上

ご参考

当社株主の状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 200,000,000 株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 58,285,468 株 |
| 3. 株主数 | 11,770 名 |
| 4. 大株主の状況（上位 7 名） | |

株主名	持株数（千株）	出資比率（％）
斎藤 輝久	3,323	5.70
日本証券金融株式会社	3,272	5.61
株式会社トッドウェルビー・エム・エス	1,277	2.19
斎藤 友彦	1,211	2.08
小寺 郁子	1,157	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,124	1.93
三井住友海上火災保険株式会社	988	1.70

（注）持株数および出資比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

金融機関	16.63（％）
個人・その他	68.19
その他法人	7.59
外国人・外国法人	1.70
自己株式	0.31
証券会社	5.58